

川西市市民協働事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市市民協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項に規定する協働事業に対する補助金の交付に関し、川西市補助金等交付規則(平成16年川西市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 川西市市民協働事業補助金（以下「補助金」という。）は、実施要綱第10条第2項の規定により審査委員会で採択された提案事業(以下「採択事業」という。)について補助することができる。

2 補助金は、単年度ごとに交付するものとする。

3 提案団体（実施要綱第6条第1項に規定する提案団体をいう。以下同じ。）が、単年度内に補助金の交付を受けることができる事業は、1事業とする。

4 提案団体は、同一事業で通算3年度まで申請することができる。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、採択事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 提案団体の事務所等の維持管理経費

(2) 提案団体の経常的な活動経費

(3) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼

(4) 飲食費（採択事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）

(5) 支出内容の不明確な経費

(6) 提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費

(7) 採択事業に直接関係のない経費

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないとした経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額及び限度額は、別表に掲げるものとする。ただし、予算の範囲内において交付し、必要に応じて補助金の額及び限度額を変更することができる。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする提案団体は、実施要綱第6条の規定に基づき提案事業の募集に応募するものとし、同条の規定に基づく書類の提出に併せて、協働事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 協働事業収支予算書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、実施要綱第11条第2項の規定により提案事業の採択をしたときは、その旨協働事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、提案団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、実施要綱第11条第3項の規定により提案事業の不採択を決定したときは、その旨協働事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、提案団体に通知するものとする。

(概算払い)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を受けた提案団体が、協働事業を完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができることを認めるときは、協働事業の完了前に補助金を概算で交付することができる。

2 提案団体が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第10条第2項の規定を準用する。

(申請内容の変更)

第8条 提案団体は、第5条に規定する協働事業補助金交付申請書及び添付書類の内容に変更(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)が生じたときは、速やかに協働事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき協働事業補助金変更交付申請書等を受付けたときは、内容を審査し、当該提案団体に対して協働事業補助金変更交付決定通知

書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 提案団体は、協働事業が完了したときは、協働事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 協働事業収支決算書（様式第 8 号）

（2） 補助対象経費にかかる領収書等の写し

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付請求）

第 10 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告の内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を協働事業補助金確定通知書（様式第 9 号）により、提案団体に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の確定通知を受けた提案団体は、補助金の交付を受けようとするときは、協働事業補助金交付請求書（様式第 10 号）により市長に請求するものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（失効規定）

2 この要綱は令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日までに、この要綱による補助金の交付を受けている事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助金の額	限度額	回数の制限
事業の実施に要する経費の4分の3に相当する額	30万円	同一事業通算3回までとする。

備考

補助金の額は、同一事業における2回目以降については変更することがある。